

2024年12月25日
ANAW 第24-013号

お客様各位

国際運送約款の改定について(お知らせ)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素はANAグループをご利用頂き、誠にありがとうございます。表題の件、モントリオール条約における運送人の責任限度額見直しにより、今般、航空運送状裏面約款の改定ならびに弊社、国際運送約款(貨物)、および国際貸切運送約款(旅客、手荷物及び貨物)を改定致します。つきましては、下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. **発効日**：2024年12月28日以降に発行のAWBより適用開始 ※政府認可申請中2. **変更箇所**：

✓ 国際運送約款(貨物)

第13条(責任の制限)	現行	変更後
	22 SDR	26 SDR

✓ 国際貸切運送約款(旅客、手荷物及び貨物)

第5章(責任)	現行	変更後
第33条(旅客及び手荷物に関する責任制限)	128,821 SDR(旅客) 1,288 SDR(手荷物)	151,880 SDR(旅客) 1,519 SDR(手荷物)
第34条(貨物に対する責任制限)	22 SDR	26 SDR

3. **AWBの取扱いについて**：

- ✓ IATA通知に基づき、12月28日以降も旧裏面約款が印刷されたPre-printed AWB、Neutral AWBを使用することができます。※発効後、6か月間の猶予期間中は読み替えにて対応
- ✓ ただし、発効日以降は、改訂後のANA国際運送約款に規定された責任限度額が適用となります。
- ✓ 現行のPre-printed AWB、Neutral AWBの在庫を優先的にご使用頂き、出来る限りお早めにお使い頂きますようお願い致します。

4. **その他**：

- ✓ 国際運送約款、及び国際貸切運送約款の全文は、ANA Cargo ホームページより参照頂けます。
URL: <https://www.anacargo.jp/ja/conditions/index.html#a01>

本件に関してご不明な点がございましたら、弊社営業担当または予約担当までお問い合わせ下さい。

以上